

徳島県規則第六十三号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項の表大学・産業創生室長の項の次に次のように加える。

運輸安全管理	消防保安課	上司の命を受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全の確保に関する事務を処理する。
--------	-------	---

別表第二観光政策課の項第十三号中「、国際課」を削り、同表もうかるブランド推進課の項第十七号を削り、同表もうかるブランド推進課の輸出・六次化推進室の項中第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第五徳島県東部県税局の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 吉野川市及び阿波市の区域に所在する小学校及び中学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員（次号において「職員」という。）の旅費に係る予算の執行に関すること。

別表第八中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第七十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、別表第二観光政策課の項の改正規定及び別表第五徳島県東部県税局の項の改正規定は公布の日から、第十八条第二項の改正規定は同年七月一日から施行する。